

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年11月1日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第1800145号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第1800091号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成15年1月1日及び同年6月1日に、喪失年月日を同年5月1日及び同年7月1日に訂正し、同年1月から同年4月までの期間及び同年6月の標準報酬月額を、同年1月は38万円、同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月は28万円、同年6月は36万円とすることが必要である。

平成15年1月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年1月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 その他の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成14年8月5日から平成15年11月1日まで

平成14年8月5日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、請求期間も以前と同様に勤務していた。給与支給明細書にはB社と記載されており、請求期間中はA社かB社に籍があったと思うが、厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 オンライン記録によると、請求者は平成14年8月5日にA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失しているが、雇用保険の加入記録により、請求者は、同社において、請求期間を含む平成14年1月4日から平成15年12月5日までの期間に雇用保険の被保険者となることが確認できる。

また、請求者は、請求期間の一部について、B社の社名が記載されている給与支給明細書を

保有しているところ、B社は、厚生年金保険の請求期間当時から現在まで適用事業所となっておらず、同社の商業登記簿謄本により、平成14年9月20日に、商号及び所在地が変更になり、事業の目的が追加されていることが確認できるが、請求者は、商号及び所在地の変更について知らないとしている上、新たに追加された事業の目的についても、自身が勤務していた事業所では行っていなかった旨陳述していることから、請求者の同社における勤務実態を確認できない。

さらに、複数の同僚が、請求者は請求期間において、A社に勤務していた旨を回答している上、請求者と同様にB社の社名が記載されている給与支給明細書を保有する同僚は、その支給月において、A社の厚生年金保険被保険者となっていることが確認できる。

これらのことから、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことが認められる。

2 同僚の陳述により、A社では厚生年金保険料は翌月控除であったことが推認できるところ、請求期間のうち、平成15年1月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月1日までの期間について、請求者から提出された給与支給明細書により、請求者は、平成15年1月は38万円、同年2月は34万円、同年3月は47万円、同年4月は28万円、同年6月は36万円の標準報酬月額に相当する報酬月額の支払を受け、平成15年1月分から同年3月分まではそれぞれ38万円、同年4月分及び同年6月分はそれぞれ50万円の報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成15年1月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月1日までの期間に係る標準報酬月額は、請求者から提出された給与支給明細書により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、同年1月は38万円、同年2月は34万円、同年3月は38万円、同年4月は28万円、同年6月は36万円とすることが必要である。

なお、事業主からは請求期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、仮に、事業主から請求どおりの請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出された場合には、当該資格喪失前に、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届について記録していないとは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間のうち、平成15年1月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間のうち、平成14年8月5日から平成15年1月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年11月1日までの期間について、平成14年8月から同年11月まで及び平成15年8月については、請求者は当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる給与支給明細書を保有していない。

また、前述のとおり、同僚の陳述により、A社では厚生年金保険料は翌月控除であったことが推認できるところ、平成14年12月、平成15年5月及び同年9月については、請求者は、厚生年金保険料控除額を確認できる平成15年1月、同年6月及び同年10月の給与支給明細書は保有しているものの、報酬月額を確認できる当月の給与支給明細書を保有していない。

さらに、平成15年7月及び同年10月については、請求者は、報酬月額を確認できる当月の給与支給明細書を保有しているものの、厚生年金保険料控除額を確認できる同年8月及び同年11月の給与支給明細書を保有していない。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び複数の同僚が経理を担当していたとする事業主の妻は既に死亡しており、このほか、請求期間のうち、平成14年8月5日から平成15年1月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年11月1日までの期間の報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間のうち、平成14年8月5日から平成15年1月1日までの期間、同年5月1日から同年6月1日までの期間及び同年7月1日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。